

開示の実施方法・手数料額一覧

1. 開示請求手数料

開示請求の方法	開示請求手数料の額
書面による場合	行政文書1件につき300円
オンラインによる場合	行政文書1件につき200円

2. 開示実施手数料

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとに100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ オンラインによる方法	当該文書又は図画1枚につき10円
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
七 電磁的記録(五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとに410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト オンラインによる方法	1ファイルにつき210円
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリ映画フィルムについては3,200円、35ミリメートルについては2,650円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)